

各位

2006 年（平成 18 年）12 月 21 日

本社所在地 大阪市中央区十二軒町 5 番 12 号
上場会社名 株 式 会 社 マ ン ダ ム
代 表 者 名 社長執行役員 西 村 元 延
上場取引所 東京証券取引所市場第一部
コード番号 4 9 1 7

マンダム、裁判員制度導入に伴い就業規則を改定

裁判員に選任された社員が、その任務を安心して履行できる環境の整備
契約社員・パート社員を含む全従業員対象に、上限なしの特別有給休暇
2007 年 1 月 1 日から適用

株式会社マンダム（本社：大阪市 社長執行役員：西村元延）では、2009 年 5 月までに施行される「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」による裁判員制度導入に伴い、このたび就業規則を改定することをお知らせいたします。

裁判員制度導入に至る経緯

司法制度改革審議会が 2001 年 6 月「司法制度改革」のひとつとして、国民の司法参加を掲げ裁判員制度の導入を提言しました。これを受けて、2004 年 5 月には、国会で「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立・公布され、2009 年 5 月までに裁判員制度が始まります。したがって、裁判員に選任された国民は法律上の義務として、公判期日に出頭し審理から評議・評決のための議論を経て、判決までの一連の裁判手続きに参加しなければなりません。

マンダム就業規則の改定

マンダムでは、裁判員制度の意義を十分理解した上で、従業員が裁判員に選任された場合、職務上の負担・不利益なく、安心して裁判員の責任を履行できる環境整備を行います。

正社員はもとより、契約社員・パート社員を含む全従業員が、裁判員の職務を果たすために必要な期間（上限なし）を特別有給休暇として取得できるよう、就業規則に明記し制度化いたします。

尚、この規程は 2007 年 1 月 1 日より適用します。

この件に関する問い合わせ先

株式会社マンダム 広報 IR 室【本社】
越川（こしかわ） 酢谷（すたに）
TEL 06-6767-5020

同時資料配布先

【東京】兜倶楽部 重工業研究会

【大阪】大阪証券記者クラブ 大阪化学工業記者クラブ 大阪商工記者会